

特別支援教育の充実に資するため、京都教育大学及び大阪教育大学（以下「大学」という。）の特別支援教育特別専攻科において公立学校教員が現職のまま研修するにあたっては、教育公務員特例法第22条第2項及び同3項に基づき、次の要項により取り扱うものとする。

1 応募資格

- (1) 平成31年4月1日現在において、50歳以下かつ県内公立学校における6年以上の教職経験を有する者。
- (2) 各大学の募集要項に規定される資格を有する者。
- (3) 市町村立学校の教員。（県費負担教職員に限る。）

2 大学へ現職のままで入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）の受験に際して同意を得るための手続及び基準

(1) 手続

- ア 入学志願者からの申請（様式1）及び学校長副申（様式2）に基づき、市町村教育委員会は県教育委員会と協議（様式3）を行い同意を得るものとする。
- イ 受験結果の報告については、結果通知のコピーを添付して学校長の副申（様式自由）と共に、市町村教育委員会を経て県教育委員会へ報告する。

(2) 基準

- 応募資格を有する者のうち、積極的な研修意欲を有し、かつ、次のア～エを満たす者に対して受験について同意するものとする。
- ア 研修修了後も引き続き本県の教員として勤務する意思を有する者であること。
 - イ 研修修了後の研究成果の還元に対して具体的な展望をもち、本県の特別支援教育に貢献する意欲を有する者であること。
 - ウ 大学における研修が学校運営上支障がなく、かつ、有益であること。
 - エ 心身ともに健康で長期の研修に耐え得る者であること。

3 研修人数

研修人数は、県教育委員会が別に定める範囲内とする。

4 派遣期間

研修期間は原則として平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とする。

5 修学年限等

- (1) 研修期間に修了できない場合には、原則として研修期間の延長は認めない。
- (2) 研修期間内において休学・退学等により研修状況に変化があった場合は、学校長を通じて、それぞれ必要な措置をとること。

6 給料及び諸手当の支給・経費等

- (1) この研修は、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第2条に規定する大学院等派遣研修である。
- (2) 派遣期間中における給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当については県が支給する。
- (3) 入学試験検定料、往復旅費等の受験に要する経費は受験者の負担とする。
- (4) 入学金、授業料、調査研究にかかる費用、実習にかかる費用及び所属校への事務連絡等に係る経費は、派遣教員の負担とする。